

○ 結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百二十二号）

（第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（施設）</p> <p>第一条 結核予防法（以下「法」という。）第四条第一項の規定によりその長が定期の健康診断を行わなければならない施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 <u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第一号及び第三号から第六号までに規定する施設</p>	<p>（施設）</p> <p>第一条 結核予防法（以下「法」という。）第四条第一項の規定によりその長が定期の健康診断を行わなければならない施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 <u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第一号及び第二号の二から第五号までに規定する施設</p>

（第十三条關係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（關稅を免除する身體障害者用の器具の指定等）</p> <p>第十六条の二（略）</p> <p>2 前項に規定する器具その他の物品の輸入申告は、身體障害者又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）<u>第二条第二項第四号若しくは第三項第五号（定義）</u>に規定する事業を經營する国、地方公共団体若しくは社会福祉法人の名をもつてしなければならない。ただし、当該物品の構造及び機能上容易に他の用途に供されるおそれのないことが明らかなるものについては、この限りでない。</p>	<p>（關稅を免除する身體障害者用の器具の指定等）</p> <p>第十六条の二（略）</p> <p>2 前項に規定する器具その他の物品の輸入申告は、身體障害者又は社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）<u>第二条第二項第三号若しくは第三項第三号（定義）</u>に規定する事業を經營する国、地方公共団体若しくは社会福祉法人の名をもつてしなければならない。ただし、当該物品の構造及び機能上容易に他の用途に供されるおそれのないことが明らかなるものについては、この限りでない。</p>

（第十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（目が見えない者等の保護）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 法第十四条第一項の政令で定める盲導犬は、盲導犬の訓練を目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人で国家公安委員会が指定したものが盲導犬として必要な訓練をした犬又は盲導犬として必要な訓練を受けていると認められた犬で、総理府令で定める白色又は黄色の用具を付けたものとする。</p> <p>3 5 （略）</p>	<p>（目が見えない者等の保護）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 法第十四条第一項の政令で定める盲導犬は、盲導犬の訓練を目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人又は社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十九条第一項の規定により設立された社会福祉法人で国家公安委員会が指定したものが盲導犬として必要な訓練をした犬又は盲導犬として必要な訓練を受けていると認められた犬で、総理府令で定める白色又は黄色の用具を付けたものとする。</p> <p>3 5 （略）</p>

（第十五条関係）

改 正 案	現 行
<p>（民生委員審査専門分科会）</p> <p>第三条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（社会福祉法第七条第二項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名するものとし、その数は十人以内とする。ただし、議会の議員のうちから指名される委員の数は、三人を超えてはならない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（民生委員専門審査分科会）</p> <p>第三条 民生委員専門審査分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（社会福祉專業法第六条第二項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名するものとし、その数は十人以内とする。ただし、議会の議員のうちから指名される委員の数は、三人を超えてはならない。</p> <p>2・3 （略）</p>

○ 母子及び寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）

（第十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第七条第三項ただし書に規定する政令で定める者）</p> <p>第一条の二 法第七条第三項ただし書に規定する政令で定める者は、<u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）<u>第十九条第一項各号に掲げる者</u>又は<u>児童福祉法</u>（昭和二十二年法律第六十四号）<u>第十一条第一項第五号に掲げる者とする。</u></p>	<p>（法第七条第三項ただし書に規定する政令で定める者）</p> <p>第一条の二 法第七条第三項ただし書に規定する政令で定める者は、<u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）<u>第十八条第一号から第三号までに掲げる者</u>又は<u>児童福祉法</u>（昭和二十二年法律第六十四号）<u>第十条第一項第五号に掲げる者とする。</u></p>

改正案	現行
<p>（収益事業の範囲）</p> <p>第五条 法第二条第十三号（収益事業の意義）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（その性質上その事業に附随して行なわれる行為を含む。）とする。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 不動産貸付業のうち次に掲げるもの以外のもの</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ <u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二條（定義）に規定する社会福祉法人が同法<u>第二條第三項第八号</u>（定義）に掲げる事業として行う不動産貸付業</p> <p>ニ〜ヌ（略）</p> <p>六〜十三（略）</p> <p>十四 席貸業のうち次に掲げるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ イに掲げる席貸業以外の席貸業（次に掲げるものを除く。）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>社会福祉法</u>第二條第一項（定義）に規定する社会福祉事業とし</p>	<p>（収益事業の範囲）</p> <p>第五条 法第二条第十三号（収益事業の意義）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（その性質上その事業に附随して行なわれる行為を含む。）とする。</p> <p>一〜四（略）</p> <p>五 不動産貸付業のうち次に掲げるもの以外のもの</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ <u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二條（定義）に規定する社会福祉法人が同法<u>第二條第三項第四号</u>（定義）に掲げる事業として行う不動産貸付業</p> <p>ニ〜ヌ（略）</p> <p>六〜十三（略）</p> <p>十四 席貸業のうち次に掲げるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ イに掲げる席貸業以外の席貸業（次に掲げるものを除く。）</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) <u>社会福祉事業法</u>第二條第一項（定義）に規定する社会福祉事業</p>

て行われる席貸業

(3)・(4) (略)

十五〜二十八 (略)

二十九 医療保健業(大蔵省令で定める血液事業を含む。以下この号において同じ。)のうち次に掲げるもの以外のもの

イ (略)

ロ 社会福祉法第二十二條に規定する社会福祉法人が行う医療保健業

ハヨヨ (略)

三十〜三十三 (略)

2 (略)

(寄付金の損金算入限度額)

第七十三條 法第三十七條第二項(寄付金の損金不算入)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる内国法人の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一・二 (略)

三 公益法人等(大蔵省令で定める法人を除く。以下この号において同じ。) 次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 私立学校法第三條(定義)に規定する学校法人(同法第六十四條第四項(専修学校及び各種学校)の規定により設立された法人で学校教育法第八十二條の二(専修学校)に規定する専修学校を設置しているものを含む。)、社会福祉法第二十二條(定義)に規定する

として行われる席貸業

(3)・(4) (略)

十五〜二十八 (略)

二十九 医療保健業(大蔵省令で定める血液事業を含む。以下この号において同じ。)のうち次に掲げるもの以外のもの

イ (略)

ロ 社会福祉事業法第二十二條に規定する社会福祉法人が行う医療保

健全業

ハヨヨ (略)

三十〜三十三 (略)

2 (略)

(寄付金の損金算入限度額)

第七十三條 法第三十七條第二項(寄付金の損金不算入)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる内国法人の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一・二 (略)

三 公益法人等(大蔵省令で定める法人を除く。以下この号において同じ。) 次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 私立学校法第三條(定義)に規定する学校法人(同法第六十四條第四項(専修学校及び各種学校)の規定により設立された法人で学校教育法第八十二條の二(専修学校)に規定する専修学校を設置しているものを含む。)、社会福祉事業法第二十二條(定義)に規定

社会福祉法人又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二
条第六項（定義）に規定する更生保護法人 当該事業年度の所得の
金額の百分の五十に相当する金額（当該金額が年二百万円に満たな
い場合には、年二百万円）

ロ（略）

2・5（略）

（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）

第七十七条 法第三十七条第三項第三号（公益の増進に著しく寄与する法
人に対する寄付金）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人と
する。

一～四（略）

五 社会福祉法第二十二條（定義）に規定する社会福祉法人

六（略）

2・3（略）

する社会福祉法人又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）
第二条第六項（定義）に規定する更生保護法人 当該事業年度の所
得の金額の百分の五十に相当する金額（当該金額が年二百万円に満
たない場合には、年二百万円）

ロ（略）

2・5（略）

（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）

第七十七条 法第三十七条第三項第三号（公益の増進に著しく寄与する法
人に対する寄付金）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人と
する。

一～四（略）

五 社会福祉事業法第二十二條（定義）に規定する社会福祉法人

六（略）

2・3（略）

○ 豪雪に際して地方公共団体が行なう公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法施行令（昭和四十年政令第三百八十二号）

（傍線の部分は改正部分）

（第十八条第一号関係）

改正案	現行
<p>（政令で定める公共の施設）</p> <p>第一条 豪雪に際して地方公共団体が行う公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法（以下「法」という。）の政令で定める公共の施設は、地方公共団体が設置する施設で次の各号のいずれかに該当するもの（以下「公共の施設」という。）とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条に規定する知的障害者援護施設（知的障害者デイサービスセンター、知的障害者通動寮及び知的障害者福祉ホームを除く。）</p> <p>八・九 （略）</p>	<p>（政令で定める公共の施設）</p> <p>第一条 豪雪に際して地方公共団体が行う公共の施設の除雪事業に要する費用の補助に関する特別措置法（以下「法」という。）の政令で定める公共の施設は、地方公共団体が設置する施設で次の各号のいずれかに該当するもの（以下「公共の施設」という。）とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条に規定する知的障害者援護施設（知的障害者通動寮及び知的障害者福祉ホームを除く。）</p> <p>八・九 （略）</p>

（第十八条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

<p>別表第一（第二条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>事業の区分</td> <td>（略）</td> <td>国庫の負担又は補助の割合</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>知的障害者援護施設</td> <td>知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条に規定する知的障害者援護施設（知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホームを除く。）</td> <td>三分の二</td> <td>（略）</td> </tr> </table>		事業の区分	（略）	国庫の負担又は補助の割合	（略）	知的障害者援護施設	知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条に規定する知的障害者援護施設（知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホームを除く。）	三分の二	（略）	<p>別表第一（第二条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>事業の区分</td> <td>（略）</td> <td>国庫の負担又は補助の割合</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>知的障害者援護施設</td> <td>知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条に規定する知的障害者援護施設（知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホームを除く。）</td> <td>三分の二</td> <td>（略）</td> </tr> </table>		事業の区分	（略）	国庫の負担又は補助の割合	（略）	知的障害者援護施設	知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条に規定する知的障害者援護施設（知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホームを除く。）	三分の二	（略）
事業の区分	（略）	国庫の負担又は補助の割合	（略）																
知的障害者援護施設	知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条に規定する知的障害者援護施設（知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホームを除く。）	三分の二	（略）																
事業の区分	（略）	国庫の負担又は補助の割合	（略）																
知的障害者援護施設	知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条に規定する知的障害者援護施設（知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホームを除く。）	三分の二	（略）																
<p>別表第二（第二条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>事業の区分</td> <td>（略）</td> <td>沖縄県の負担又は補助の割合</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>知的障害者援護施設</td> <td>知的障害者福祉法第五条に規定する知的障害者援護施設（知的障害者デイサービスセンター）</td> <td>六分の一</td> <td>（略）</td> </tr> </table>		事業の区分	（略）	沖縄県の負担又は補助の割合	（略）	知的障害者援護施設	知的障害者福祉法第五条に規定する知的障害者援護施設（知的障害者デイサービスセンター）	六分の一	（略）	<p>別表第二（第二条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>事業の区分</td> <td>（略）</td> <td>沖縄県の負担又は補助の割合</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>知的障害者援護施設</td> <td>知的障害者福祉法第五条に規定する知的障害者援護施設（知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホームを除く。）</td> <td>六分の一</td> <td>（略）</td> </tr> </table>		事業の区分	（略）	沖縄県の負担又は補助の割合	（略）	知的障害者援護施設	知的障害者福祉法第五条に規定する知的障害者援護施設（知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホームを除く。）	六分の一	（略）
事業の区分	（略）	沖縄県の負担又は補助の割合	（略）																
知的障害者援護施設	知的障害者福祉法第五条に規定する知的障害者援護施設（知的障害者デイサービスセンター）	六分の一	（略）																
事業の区分	（略）	沖縄県の負担又は補助の割合	（略）																
知的障害者援護施設	知的障害者福祉法第五条に規定する知的障害者援護施設（知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホームを除く。）	六分の一	（略）																

(略)	設
	ンター、知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホームを除く。）
(略)	

(略)	設
	障害者福祉ホームを除く。）
(略)	

（第十八条第三号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（政令で定める教育施設又は社会福祉施設）</p> <p>第四条 法第十三条の政令で定める教育施設又は社会福祉施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条に規定する知的障害者援護施設（知的障害者デイサービスセンター、知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホームを除く。）</p> <p>八（略）</p>	<p>（政令で定める教育施設又は社会福祉施設）</p> <p>第四条 法第十三条の政令で定める教育施設又は社会福祉施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条に規定する知的障害者援護施設（知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホームを除く。）</p> <p>八（略）</p>